

令和 3 年 10 月 総会議事録

日 時 令和 3 年 10 月 27 日 (水)
午後 2 時 00 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和3年10月27日（水）
午後2時00分開会 午後2時52分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町1番地
豊橋市役所 東85会議室
- 3 議事及び報告
 - (1) 議案
 - 議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第43号 農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて
 - 議案第44号 農用地利用集積計画について
 - 議案第45号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
 - 議案第46号 相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について
 - 議案第47号 相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について
 - 議案第48号 非農地証明（遊休農地）について
 - 議案第49号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について
 - (2) 報告
 - 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
 - 報告第3号 農地法第6条1項の規定による報告確認について
 - 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第5号 現況証明について
 - 報告第6号 地目変更登記に係る照会に対する回答について
 - 報告第7号 農地等の現況について執行官からの照会に対する調査結果について
 - 報告第8号 農業振興地域整備計画変更に係る方針について
- 4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 池田 和浩	2 番 石橋 正通	3 番 太田由美子
4 番 加藤 正雄	5 番 河合 孝子	6 番 河根 則雄
7 番 小林 澄夫	9 番 近藤 好幸	10 番 酒井 保
11 番 陶山 哲	12 番 高畑 隆一	13 番 高部 宏生
14 番 中野 安男	15 番 彦坂 幸	16 番 日向 勉
17 番 廣田 良二	18 番 藤城ひろみ	19 番 星野 鉄典
20 番 前田 裕子	21 番 松井 耕治	22 番 水野 敏久
23 番 村松 桂子	24 番 村松 史子	

6 欠席委員 8 番 小林 尚美

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名 農業企画課 3 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 10 月総会を開会いたします。
近藤会長、よろしくお願いたします。

議長 <あいさつ>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会会議規則」第 4 条の規定により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いたします。

議席番号 8 番 小林尚美委員から欠席の届出がありましたので、よろしくお願いたします。

出席委員は、委員総数 24 名中 23 名で過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたします。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員につ

いては、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
議長 異議なしと認め、議席番号 10 番酒井保委員、同 11 番陶山哲委員を議事録署名委員に指名します。

それでは、議事に入る前に農地法等に基づく許可案件について、12 日の書類説明会、農業委員による現地調査を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
農地法第 3 条関係は、変更、取下げ等はありません。
よろしくおねがいいたします。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
12 日の説明会以降、4, 5 条関係におきましては、特に変更等はありません。

これまでの対応状況については、3 条案件も含め書類説明会以降新たな調整は行っておりませんので、補助資料の添付はありません。以上です。よろしくおねがいします。

議長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通してください。

(精読時間 5 分)

議長 それでは 5 分経過しましたので、精読時間を終わります。
これより議事に入ります。
資料 1 議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
番号 1 番から 3 番の 3 件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。議案第 40 号、1 ページをご覧ください。

番号 1 番から 3 番までにつきまして、書類説明会及び本日の補助資料でご説明したとおり、許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可できない項目に該当はしませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地

調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑
を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可
することに決して、異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、議案第41号「農地法第4条の規定による許可申
請について」を議題といたします。

番号1番の1件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第41号、2ページをお願いします。

番号1番の1件につきましては、書類説明会時にご説明したと
おり、立地基準一般基準とも許可基準を満たし、申請地も問題あ
りません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。周辺農地等に係
る営農条件の支障については、隣接地が申請地所有者と同一の案
件です。一時転用については、該当ありません。

詳細につきましては、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員 「進行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑
を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達するこ

とに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第 42 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 6 番までの 6 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。議案第 42 号、3 ページをお願いします。

番号1番～6番までの6件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、申請地についても問題ありません。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、特段の疑義はありません。周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地承諾書の添付があるか、承諾を得た旨の記載がある案件は番号1番・2番・4番・5番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号3番・6番です。一時転用については、該当ありません。詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は原案を「可」として豊橋市長に進達することに決しました。

続きまして、議案第 43 号「農地転用許可後の事業計画変更承認願いについて」を議題といたします。

所有権移転の番号 1 番から 2 番の 2 件を一括上程いたします。

事務局 内容については、事務局に説明を求めます。
はい、議長。説明させていただきます。
議案第43号、4ページをお願いします。番号1番2番については、平成31年4月19日に許可を得ておりますが、コロナウイルスの影響による社会情勢の変化のため先行きの見通しが立たず、転用者が事業を断念したため、継承者へ事業を継承するため変更するものです。

議長 以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
内容については、ただいまの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は発言願ひます。

委員 議長 「進行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については原案を可として、豊橋市長に進達することに決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
異議なしと認めます。
よって本案は原案を可として豊橋市長に進達することに決しました。
続きまして、議案第44号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。
番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。
内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。
議案第44号農用地利用集積計画について、説明させていただきます。
農地流動化の申出があったもののうち、9月28日開催の農地銀行運営委員会議におきまして、農業経営基盤強化促進事業に仕分けられたため、豊橋市農地銀行会長から計画策定の依頼があった所有権移転について、農用地利用集積計画を作成いたしましたので、農業経営基盤強化促進法第18条（農用地利用集積計画の作成）の規定に基づき、審議をお願いするものでございます。
今回の案件につきましては、2件4筆3,924㎡でございます。これら当該地につきましては、農業振興地域内の農用地であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしている

ものと判断いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいまの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は発言願います。

委員 議長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については原案のとおり決して異議ございませんか。

委員全員 議長 「異議なし」
議長 異議なしと認めます。
よって本案は原案のとおり決しました。
続きまして、議案第 45 号「相続税納税猶予に関する適格者証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 45 号 6 ページをご覧ください。

議案第 45 号は新規に納税猶予を受けるための適格者であることの証明です。

それぞれの特例適用農地における作目等については、備考欄に記載のとおりでした。この 2 件の相続税納税猶予に関する適格者証明については、議案に記載の推進委員の方に、現地調査および相続人からの聞き取り調査をしていただいた結果、相続人は相続後、農業経営を行おうとする適格者であることを確認していただきました。以上です。

議長 内容については、ただいまの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委員 議長 「進行」
議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、適格者証明書を発行することを承認することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第 46 号「相続税納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題といたします。

番号 1 番から 6 番までの 6 件のうち、番号 1 番は河合委員が申請者であるため「農業委員会等に関する法律」第 3 1 条の議事参与の制限に該当いたします。

河合委員は、関係案件のみ一時退席をお願いします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 46 号 7 ページをご覧ください。

議案第 46 号は継続して納税猶予を受けるため 3 年ごとの更新の証明です。それぞれの特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

この 6 件の 3 年更新における相続税納税猶予に関する証明については、現地調査及び相続人からの聞き取り調査をした結果、相続人は引き続き農業経営を行っている適格者であることを確認しました。以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

先ほど説明しましたが、議事参与の制限により、番号 1 番と番号 2 番から 6 番で分けて審議していきます。

まず、番号 1 番の 1 件を上程いたします。

河合委員は退席してください。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。これより採決に入ります。本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

河合委員は復席してください。

次に番号 2 番から 6 番を一括上程いたします。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、本証明書を発行することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

続きまして、議案第 47 号「相続税納税猶予に関する特例農地等の利用状況確認について」を議題といたします。

番号 1 番から 7 番までの 7 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 47 号 8 ページ及び 9 ページをご覧ください。

議案第 47 号は相続税の申告期限から 20 年を経過するため、免除にあたっての現況確認です。

特例適用農地における作目等や農地の状態については、備考欄に記載のとおりでした。

番号 3 番について、特例適用農地のうちの 1 筆が農地として使用されておらず遊休農地状態となっていました。相続人に対し、農地に復元する意向があるか確認したところ、是正は難しいとの回答があり、農地への復元が見込まれないため、この内容で上程いたします。

それ以外の番号 3 番の 5 筆及び番号 3 番を除く 6 件については、現地調査をした結果、その利用状況は、すべて農地であることを確認しました。以上です。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、この内容を豊橋税務署に報告することを承認

することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

続きまして議案第 48 号「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号 1 番の 1 件を上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第 48 号 10 ページをご覧ください。

番号 1 番の 1 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき非農地証明（遊休農地）願出書が提出された土地です。

願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、同要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。

ご審議の程、よろしく願いたします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員
議長

「進行」

進行の発言がありましたので、質疑なしと認めこれにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

委員全員
議長

「異議なし」

異議なしと認めます。

よって本案はさよう決しました。

内容については、事務局に説明を求めます。

続きまして、別添資料 1-1 議案第 49 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について」を議題といたします。

事務局

はい、議長。議案第 49 号について説明いたします。

「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」は、農業

経営基盤強化促進法第 6 条において定めることができるとされているもので、この法律を、本市においてどのように運用するかの大枠を定めています。

農業経営基盤強化促進法は、認定農業者及び認定新規就農者を認定し、その認定を受けた者に農用地の利用を集積するための手段について定めた法律でございますので、この基本構想では、認定農業者及び認定新規就農者の認定基準となる経営目標や、目標達成のためのモデルケース、農用地の利用集積の目標とその手続き等について記載することとされています。

また、愛知県も同法第 5 条に基づいて「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」を定めておりますが、これに即した内容としなければならない旨も農業経営基盤強化促進法に定められています。

この基本方針が本年度 4 月に改訂されましたことから、今回、本市基本構想も改訂する必要が生じたところでございます。

改定後の基本構想では、認定就農者の経営目標を、年間所得は主たる従事者 1 人につき 400 万円以上、年間作業時間は 1,800 時間以内とし、認定新規就農者の経営目標を、年間所得は 250 万円以上、年間作業時間は 2,000 時間以内としております。

また、農用地の利用集積の目標を、本市の全耕地面積に占める、認定農業者や認定新規就農者などの耕地面積の割合で 80%としました。

いずれの目標も、改定後の愛知県の基本方針に即して設定しておりますとともに、指標として掲載しているモデルケースについては、愛知県東三河農林水産事務所農業改良普及課にも意見を求めながら、近年の本市で展開する事例を踏まえた参考類型としてお示ししています。

利用集積に関する項目では、法律により廃止となった農地利用集積円滑化事業に関する事項を削除し、新たに人・農地プランと農地中間管理事業に関する記述を追加するとともに、利用権の設定を受けられる者の要件から「青壮年」という条件を除き、年齢にかかわらず、営農意欲の高い方へ利用権を設定できるよう、ひいては利用集積をさらに推進できるよう改めております。

以上が今回の基本構想の改定内容となりますが、本議案は、これについて、農業経営基盤強化促進法施行規則第 2 条に基づき、農業委員会のご意見を伺うものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願ひます。

事務局 はい、議長。書類説明会にて農業企画課より説明を受けた後、
農業委員に意見を求め、その後の運営委員会において農業委員会
としての意見を調整し、別添資料 1-1-1 のとおりまとめており
ますので、読み上げさせていただきます。

1 農用地の利用集積に関する目標について、このことについて、
本市は令和 2 年度末の時点で 27.8%と低水準な状況である
が、達成値を 80%とするのであれば、これまでと同様の取組み
では不十分と考える。この K P I 重要業績評価指標について改めて
事業の進め方を検討し、具体的な方策をこの構想中に盛り込む
などの適切な対応をされたい。

2 認定農業者について、このことについて、当該構想の見直し
を求めるものではないが、認定農業者制度が本来の目的として正
しく利用されるよう、審査については営農の状況を正しく把握す
るなど厳格な対応をお願いしたい。

以上です。

議 長 その他、意見等はございませんか。
委 員 「進 行」
進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑
を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、別添資料 1-1-1 の
内容を意見することに決して異議ございませんか。

委員全員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。
以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

事務局 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。
はい、議長。報告させていただきます。議案の 11 ページをお
願ひします。

報告第 1 号の番号 1 番から 5 番までの 5 件、及び 12 ページか
らの報告第 2 号の番号 1 番から 14 ページ 21 番までの 21 件につ
いては、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定

められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 15 ページをお願いします。

報告第 3 号の番号 1 番から 4 番の 4 件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

いずれも要件を満たしていることを確認し処理しました。

次に 16 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 3 番までの 3 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 17 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 4 番までの 4 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、10 月 21 日付けで証明を行いました。なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番は宅地課税、2 番は畑課税、3 番・4 番は雑種地課税でした。次に 18 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番から 4 番については、名古屋法務局 豊橋支局登記官からの照会です。番号 1 番は、調整区域の農地で令和 3 年 8 月 20 日付け現況証明がされています。また、現地調査の結果、現況は宅地となっていますので、農地性はないものと判断しました。10 月 15 日付け事務局長名で回答しました。番号 2 番は、市街化区域の農地で、平成 24 年 11 月 2 日付け農地法第 5 条の届出がされています。また、現地調査の結果、現況は雑種地となっていますので農地性はないものと判断しました。10 月 18 日付け事務局長名で回答しました。番号 3 番と 4 番は隣接しているので併せて説明します。当該地は調整区域の農地で、どちらも農振農用地に指定された色地の農地で、現地調査の結果、現況も農地でしたので農地性ありと判断しました。どちらも 10 月 20 日付けで回答しています。次に 19 ページをお願いします。

報告第 7 号の番号 1 番から 2 番については、名古屋地方裁判所 豊橋支部執行官からの照会です。番号 1 番は、調整区域の農振農用地に指定された色地の土地ですが、登記簿地目が原野で課税も農地ではありません。また、現地調査の結果、現況も原野でしたので農地性はない旨、10 月 15 日付けで回答しています。

番号2番は、市街化区域の農地で、60番15について、昭和46年5月28日付け農地法第5条の届出がされています。60番27については、都市計画基本図で確認すると20年以上前から住宅敷地として利用されています。現地調査の結果、現況は宅地となっていますので農地性はないものと判断しました。10月15日付け事務局長名で回答しました。

続きまして別添資料1-2をご覧ください。1枚目のとおり、豊橋市農業委員会より「農業振興地域整備計画変更に係わる意見について（回答）」をいただきました。

このことに関しまして、市の対応をお話しさせていただきます。

1 営農型を含めた太陽光発電設備の設置について、別添資料1-2の2枚目「新旧対比表（案）」をご覧ください。

農業振興地域整備計画書の本文「農用地等の保全の方向」に、「再生可能エネルギー電気の発電のための土地利用との調整を適正に行い」「とりわけ、耕作者の確保が見込まれない耕作放棄地においては、再生可能エネルギー設備の設置との調整に努めるものとする。」を加筆するものとします。

近年、「太陽光発電設備を目的とした農地転用」や「営農型の太陽光発電設備による一時転用」が目立つようになってきており、「第1種農地における農地転用の運用の見直し」や「農業上の利用と再生可能エネルギー電気の発電のための利用との調整」が必要になってきています。

農用地区域内での設置のあり方については、引き続き「営農型の太陽光発電設備に係る農地転用の取扱い通知」や「農山漁村再生可能エネルギー法」などを注視しながら検討していくものとし、再生可能エネルギー発電促進部局と調整を図る際には、優良農地を保全するように努めることとします。

2 農用地区域としない施設について（農用地区域の設定方針）、都市計画道路については、これまで農業振興地域整備計画の見直し時点において、都市計画決定されたものを、農用地区域としない施設、いわゆる白地として設定する方針を示しています。

この方針については、あくまでその時点の計画を示しており、もし色地に編入する場合には、その後の農業振興地域整備計画の見直しにより、精査することとします。

また、いつ道路となるか不明である農地を白地としておくこ

とで、農地銀行の売買の対象にならず、農地の流動化が図られない場合があるため、今後、都市計画決定される都市計画道路については、事業認可前までは農用地区域とし農地の流動化を図れるよう、その可能性について検討します。

報告は以上です。

議長 以上で、「農業委員会等に関する法律」第6条第1項に係わる議案及び報告を終了いたします。

ただ今から総会を一時中断いたしまして豊橋市農地銀行運営委員会議を開催いたします。（午後2時48分中断）

＜農地銀行運営委員会議＞

総会を再開いたします。（午後2時52分再開）

議長 その他について、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

（午後2時52分終了）

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和3年10月27日

議長
(会長 近藤 好幸)

議事録署名者
(10番 酒井 保 委員)

議事録署名者
(11番 陶山 哲 委員)